

諸懸案事項の整理について(その1)

5月20日、本部は諸懸案事項の整理(その1)についての提案を受けました。以下、報告します。

1. シニア社員の基本給の改正

シニア社員の基本給を以下のとおり改正する。

該当地域	月 額	
	コース A	コース B
東京都	201,200 円	180,500 円
埼玉県・神奈川県・愛知県・大阪府 兵庫県・奈良県	181,200 円	160,500 円
千葉県・山梨県・岐阜県・富山県 滋賀県・京都府・岡山県・香川県	171,200 円	150,500 円
その他の都道府県	161,200 円	140,500 円

2. 実施時期

2019年4月1日から適用する。

- ・4月1日より、新しい人事制度が導入され、現在、嘱託社員とシニア社員が混在しています。嘱託社員として契約されている方は、旧制度の基本給に200円が加算(2019春闘ベア分)されており、今事案は、シニア社員の基本給に200円加算する整理となります。

詳細につきましては、本部までご確認ください。

以 上